



# 道央家族会 会報 7号



～平成27年度道央地区知的障がい児・者家族会研修会に出席して～ (土門 誠)

道央地区知的障がい児・者家族会研修会は、平成27年10月9日(金)午前10時から午前11時30分まで北広島市芸術文化ホールにて開催されました。

参加総数：52名(講師1名+施設職員3名+家族会48名)

講師：荒 洋一氏(北海道知的障がい福祉協会副会長・道央知的しょうがい者福祉施設協会会長・千歳いずみ学園総合施設長)

テーマ：これからの知的障がい者施設

最初に「施設の歴史」、「施設を取り巻く現状」、そして「再年度に向けた大幅な関係法令の改正について」と、3項目に分けて話が進みました。

3項目に入る前に、2年前に国連の障がい者権利条約を批准したので、国内法を整備することになり、虐待防止法、差別解消法が成立し、国連への3年に1度の報告で評価されることになっていることもあり、今ほどの施設でも関係法令を遵守する支援に努めていると説明がありました。

最近新聞紙上でも「福祉」の言葉を見かけなくなりました。障がい者福祉は総合支援法で、高齢者福祉は介護保険法というように福祉が法律で論ぜられるようになっていますが、荒氏は、こうした傾向はちょっと残念だと言っています。

## 【施設の歴史】

「福祉」という言葉の「福」も「祉」も、「しあわせ」「さいわい」という意味。

江戸時代、北陸地方は比較的裕福な地域で障がいのある子が生まれると、その家は子供が死ぬまで幸せに暮らせるようにと、お金を貯え、財産を作り、家は繁栄するという言い伝えがあり、福の子と言われ、それが「福祉」の言葉の語源とされている。しかし、差別的な言葉で迫害され、生活基盤はなく、人としての尊厳はなかった時代だった。

明治時代になると、西洋文明の影響で身体に障がいのある方、精神に障がいのある方には、医療等の援助があった。しかし、知的障がいには進展がなく、精神障がいと見られていた。

知的障がい者への援助は学校教育から始まったが、石井亮一氏が濃尾大地震で20数人の女子孤児を引き取り、その中に知的障がい者がいたのがきっかけで、滝乃川学園を創設した。この後、先人が知的障がい施設を創設したが、非行少年の更生が主な目的であった。

第2次大戦後、戦災孤児が多数出て社会問題になり、この中には相当数の知的障がい児も混じっていた。昭和23年に児童福祉法の制定によって、日陰者扱いされてきた精神薄弱児童施設が児童福祉施設の一環として創設された。当時は、要保護児童対策、保育所問題、母子衛生対策があり、どれも多額の予算を要しつつ各方面から要請されていたものなので、精神薄弱児・者対策は立ち遅れていた。しかし、関係者の努力で徐々に施設の設立は進み、北海道でも報恩学園と富が丘学園(現在の北ひろしま福祉会)の2施設が設立された。全国の施設の中で、近江学園の精神「この子らを世の光に」(「この子らに世の光を」ではないことに注目)の言葉は、現代の知的障がい児・者すべての支援につながっている。

しかし、児童施設は18歳になると法律の対象外ということで、その後を心配したお母さん方が創ったの

が育成会だった。全国の運動の成果で、昭和 35 年に精神薄弱者福祉法が成立した。この法律が現在の施設の基礎になっている。この時は、措置、行政処分だった。国等がすべて指示し、全面的に支援もした。措置の中でも北海道の施設は、昭和 56 年に自活寮を無支援で設置して、先進的な地域生活の努力をしていた。その後、昭和 60 年代にグループホームの制度が出来た。

## 【施設を取り巻く現状】と【再年度に向けた大幅な関係法令の改正について】

知的障がい「介護」の言葉を「支援」に変更することは、介護保険の兼ね合いで大幅予算削減に繋がり、現状維持になりそうだ。行動障がい等、支援区分の出ない場合の取扱いについて改善を要望する。

地域の方に支援をお願いする「パーソナル・アシスタント」は、知的障がい者の場合、事業者でも問題があるので、反対している。

重度訪問介護は、常に必要としている発達障がい系の方は障がい行動が該当しないことになるので、検討を要望している。

移動支援は、重度心身障害施設に在所する 18 歳以上の利用者で両親・家族が高齢のため、年に 1 度の帰省が出来ない事例があるので検討を要望している。

就労支援に福祉協会は「就労 B」に特化している。色々な考えがあるが、「生活介護」と「就労 B」を組み合わせて、このまま行くと「旧更生施設」になってしまうと思うので、働くことを覚えて夢をかなえる取組が必要だと思う。福祉協会では、旧福祉工場は採点賃金を保障する「就労 A」に全て移行した。「就労 A」では、親の願いもあり希望者は多いが、福祉の趣旨に反する事業所は福祉の場から退場すべきだと思う。

「障がい程度区分」が「障がい支援区分」に変更になり、1 次判定で程度が出るように改善されたが「行動障がい特有のパニック障がい」では日常生活が可能なので、程度が出ない。また、高齢の知的障がい者には、幼いころから一人で出来るように両親から厳しい躰を受けていて、程度が出ない方がいる。65 歳以上は加点をお願いしている。

施設入所者は介護保険適用外なので、介護保険を納入していない。65 歳以上でも介護保険は使えない。自宅、グループホーム利用者は介護保険が適用になる。

本州では 65 歳で法の定め「介護保険優先」により、施設を退所させられた例もあるが、乱暴な取扱いだと思う。全国的に 65 歳でも「総合支援法」を継続して欲しいと要望している。一般の方が 65 歳になったとき「介護保険法」より「総合福祉法」は自己負担が少ないので、「総合福祉法」に殺到すると、本来サービスを必要とする障がい者がサービスを受けられない。そのために「介護保険優先」があると解釈している。

介護保険で実施されている小規模多機能型居宅介護事業を知的障がい者で実施すると、経営的に厳しいことが予想される。あと 3 年ほど議論することになるが、平成 28 年度に頭出しする見込み。

高齢のダウン症の障がい者は、認知症の進行が早い傾向にある。高齢化で、特定疾患はアルツハイマーだけで、それ以外の認知症は特定疾患として認定されない。そのため、知的障がい者で 65 歳になったら、相当する加算を要望している。

意思決定支援と後見制度については、後見制度が人として認めなかった旧禁治産者の考え方を引き継いだもので、制度的に再考すべき点が多いと思う。知的障がい者に後見制度は馴染まないと思うが、現在、親族の後見人を裁判所は認めず、また、信託制度を推進する傾向にある。後見制度では障がい者の意思を後見人が代理決定してしまうので、結果として本人が望まない内容になっていないか、今後、制度についての議論が必要だと思う。

財源のあり方について、今年度大多数の施設は 2~3 パーセントの報酬減になっている。しかし、北海道知的障がい児・者家族会連合会と道央地区知的障がい児・者家族会連名の「虐待防止要望書」で職員正規雇用の要望があった。千歳いずみ学園では、支援員の幸せは利用者の幸せに繋がると考え、職員の正規雇用を

推進している。

安倍首相は、「介護職員の介護離れを防ぎたい」と発言したが、今後、介護で30万人、知的で10万～13万人の職員不足が見込まれているので、介護職員の離職対策については、知的でも同様の対策をしてもらえると思うので、今後注目したい。

意思決定支援に関して、意思形成支援を考えている。コミュニケーションがとれなくても何らかの方策で本人の意思を確認すること。拒絶される、または表情から判るのであれば、違うものを望んでいると。だから、そこで支援する側も考え方を切り変えなくてはならない。考え方を变えて、利用者が「にこっ」としたときに、「ああ、これで良かったんだ」と。こうしたいが、「灯台下暗し」で、施設ではなかなか自分たちの足元は見えないことがあり、施設の取り組みを家族の方に指摘してもらいたい。

知的障がい者が一人の人間として尊重される社会をつくるべきだと思う。生まれてくる時に障がいのあることを受け入れて生まれてきた人はいない。「知的障がい者はストレスも何にも無くていいね」と言う人がいるが、とんでもない。黄色い療育手帳を出して割引してもらおうのではなく、もっと合理的な配慮があると思う。決められた様式の中で暮らさなければならぬのは違うと思う。本人が苦勞していることを認めてやるべきだと思う。

道庁から「合理的配慮」への文書について添削を依頼されたが、役所に相談に来る人は本当に困って、最後の砦だと思って、勇気を奮って来たのだから、できる限りの配慮をしてほしい。時間がかかることもあるが相談に来た人をしっかり受け止めて欲しい。

また、私達は言葉をつなげて意思を他人に伝えることが出来るが、言葉の十分でない障がい者は、いつもと同じ単語を使っている、違う欲求のこともある。障がいの特性で「嫌な言葉」もあるし、「特定の雰囲気や状況」を嫌がることもあるので、場所についての配慮もお願いしたいと書き加えた。

障がい者が当たり前前の生活が出来る世の中の確立に努めたい。来年の4月1日からどこまで出来るかと思うが……車椅子の身障の方が高い棚の商品を人に頼んで、手に取って、「気に入らないからいいです」と気軽に返す……こんなことが当たり前に出来る。こんな世の中にしたい。

道央知的しょうがい者福祉施設協会会長ではなく、千歳いずみ学園・荒総合施設長としての思いを今回の研修会で聞かせて頂きました。知的障がい者支援制度は、私たち障がい者の家族には身近なものでなければならぬのですが、どなたかに教えてもらわなければ、難しく、さっぱり判らないというのが本音です。分かり易い説明で、関心を持ちながらも、よく分からなかったことについて理解出来ました。

荒施設長、本当に有り難うございました。



## ～市民の郷祭り～ （北ひろしま福祉会 市民の郷祭り実行委員長：行方 聡）

北ひろしま福祉会主催、第4回市民の郷祭りが8月22日（土）に開催されました。

今年は、出店者やステージプログラムの演者など、第1回から来て下さった方々も多数ご参加いただきました。『今年も楽しみにしていたよ』『大きな祭りになったね』など、うれしい言葉をいただく場面もありました。

また、施設を利用している方々も『今年も桜庭さん（シンガーソングライター）来るかな？』『まいピー来るかな？』などと楽しみにしていました。

施設の職員で構成された実行委員たちは、ご来場者や施設を利用している方々に“楽しんでもらいたい”一心で準備を進め、当日を迎えました。そんな願いが通じたのか、天候にも恵まれ、たくさんの方々にご来場いただくことができました。音楽に耳を傾け身体を揺らす方、一緒に歌う方、ピザやラーメン、東京ケーキや焼き鳥などの様々な料理に舌鼓を打つ方など、思い思いに楽しく過ごされている様子に、思わず頬が緩

みました。

この祭りは、“普段からお世話になっている市民の皆さまへの恩返し”を大きなテーマとしています。次年度以降も、北ひろしま福祉会の全員が一丸となって取り組んでいく行事の一つです。

地域の方々に支えられ、ますます大きな行事となっていくことと思います。一生懸命作り上げていきますので、温かく見守って下されば幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。



#### ～研修会「虐待防止について」&「すとりーむ」見学会～（恵庭光風家族会）

6月26日（金）、今年4月に新たにオープンした地域サポートセンター「すとりーむ」において、家族会研修会&「すとりーむ」見学会が開催されました。

参加総数 46名、家族会会員の参加は 33名でした。



研修会は「虐待防止について」で、講師は恵庭市役所障がい福祉課の3名の職員の方とe-ふらっとの中川相談員にお願いしました。

障がい福祉課の狩野主査からは、虐待防止法の沿革・概要、虐待の種類・分類、虐待の防止と対応、国・市等の責務、障がい者等への保護・支援等について説明がありました。

e-ふらっとの中川相談員は、全道の障がい者虐待対応状況やさまざまな事例を通して、虐待が何故起こるのか・虐待の判断・障がい者虐待防止法による虐待への対応について・障がい者を守るために出来ること等のお話をされました。

当施設では、平成26年2月に利用者の人権擁護や虐待防止に取り組むために「恵庭光風会虐待防止委員会」を設置し、毎月第2木曜日に施設長はじめとするメンバーで開催しています。家族会からも宮田会長が委員として参加しております。



障害者虐待防止法は、障がい者の生活を守るための法律です。本人の権利や生活を守るために、本人の声に耳を澄ませ、周りの人たちと協力して、虐待の芽を摘むことが大切であると学び、共感しました。



研修会後に「すとリーむ」の見学会を開催しました。B型作業所・生活介護室・児童専用の活動室やショートステイ用の部屋など、皆さん、興味深い様子で見学していました。



### ～編集後記～

今回の会報は、皆さまのご協力により成り立っています。

今後とも、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。



道央地区知的障がい児・者家族会 会報7号 2015年10月発行 発行責任者：道央地区知的障がい児・者家族会 会長 畑 誠一
--